

豊岡市議会議員選挙立候補予定者
関係後援団体の代表者様

豊岡市選挙管理委員会
委員長 浮田 一雄

豊岡市議会議員選挙に係る候補者等及び後援団体の寄附の制限について

公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定により、期間にかかわらず禁止される寄附に加え、当該候補者等及びその後援団体が、下記に掲げる寄附を行うことも禁止されますので、お知らせします。

記

1 禁止される寄附

- (1) 候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてなされる寄附
- (2) 後援団体がその設立目的により行う行事又は事業に関してなされる寄附
- (3) 後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与すること
- (4) 候補者等が自らの後援団体（資金管理団体に指定している場合を除く）に対してする寄附

2 禁止される期間

任期満了の日の90日前から選挙期日までの間
(2025年8月3日から10月26日まで)